

標 題：

タンカーの非常曳航設備の設置時期  
の延期について

# NKテクニカル インフォメーション

No.: 213

Date: 平成9年5月1日

関係船主、造船所 各位

この度、リベリア、マーシャル諸島及びシンガポール政府より指定された設置の期日(1996年1月1日以降最初の入渠時)に間に合わない場合の取り扱いについて、下記の通り通知がありましたのでお知らせします。

## 記

### 1. リベリア及びマーシャル諸島籍船

- ・最大6ヶ月の延長期間内に設置する旨を指定する。ただし、1998年12月31日を超えてはならない。
- ・指定の期間を再延長する場合は、政府の指示による。

### 2. シンガポール籍船

- ・設置工事に関する計画の進捗を考慮し、設置が指定期日に間に合わないことがやむをえないと認められた場合、設置予定時期までの延期が認められる。ただし、1998年12月31日を超えてはならない。

本件に関し、御不明の点がありましたら、本会検査技術部(Tel:03-5226-2027, 2028)までお問い合わせ下さい。

以上

# ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 千102

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。  
疑問についてはいつでもご相談下さい。